

## 平成28年度 仙北市職員(大学卒 一般行政職) 採用試験のお知らせ

- 試験区分 / 大学卒・一般行政職
- 採用人数 / 若干名
- 受験資格 /
  - ① 昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方
  - ② 平成7年4月2日以降に生まれた方で、大学(短大、高専含む)を卒業した方または平成29年3月31日まで卒業する見込みの方
- 第1次試験 /
  - ◎ 日時 / 7月24日(日) 9時〜試験受付
  - ◎ 会場 / 秋田県市町村会館 (秋田市山王4丁目2-3)
- ◎ 内容 / 大学卒業程度の教養試験
- 第2次試験 / 第1次試験合格者に通知します。
  - 申込用紙の請求 / 申込用紙・受験案内は、5月25日(水)から、田沢湖庁舎は総務課、角館庁舎・西木庁舎は地域センターで交付します。郵便請求の場合は、封筒の表に「職員採用試験 申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して1200円切手を貼った返信用封筒(角型2号サイズ)を必ず同封して、総務課
- 申込受付期間 / 6月8日(水)〜29日(水) (土・日曜日を除く、8時30分〜17時15分)
- 郵送の場合は、6月29日必着に限りません。
- 申込書等 / 申込書等の所要事項を記入し、受験票部分には最近撮影した写真を貼って、総務課職員係あてに提出してください(郵送可)。なお、**角館・西木地域センターでは、受付しません。**
- 申込書等 / 申込書等の所要事項を記入し、受験票部分には最近撮影した写真を貼って、総務課職員係あてに提出してください(郵送可)。なお、**角館・西木地域センターでは、受付しません。**

## 仙北市特定事業主行動計画 子育てしやすい職場環境の整備を目指す

「次世代育成支援対策推進法」と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の規定に基づき、職員の職業生活と家庭生活との両立を図り、子育てしやすい職場環境の整備を目指す行動計画を策定しました(平成28年3月)。平成28年度から平成32年度までを計画期間とし、平成32年度までの目標とその目標達成のための取組を掲載しています。

- 主な取組内容 /
  - ① 各種研修への積極的参加を実施します。
  - ② 定時退庁日を設け、時間外勤務の縮減を目指します。
  - ③ 年次有給休暇の取得を推進します。
  - ④ 男性職員の妻の出産のための特別休暇や子どもの保育や看護を行うための特別休暇取得を推進します。
  - ⑤ 子育てを行う女性の活躍推進のため業務分担などについてよく検討し、職場全体で支援します。
  - ⑥ 男女ともに育児休業等取得しやすい環境づくりと、子育てに対する職場の理解を深めるため、各種制度の情報を周知します。

計画の詳しい内容につきましては、市ホームページに掲載して

すので、ご覧ください。また、計画策定にあたり、状況を把握分析した項目の中から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第17条の規定に基づいて、以下の情報もホームページで公表しています。 ※計画は、この数値を基にして作成しました。

公表項目	率
平成26年度実施職員(一般行政職)採用試験における受験者の女性割合	20.0%
平成26年度実施職員(一般行政職)採用試験における採用者の女性割合	12.5%
平成27年度管理部門一般行政職女性の登用率	20.4%
平成27年度管理部門一般行政職女性の次長相当職登用率	14.3%
平成27年度管理部門一般行政職女性の課長相当職登用率	24.7%

URL [http://www.city.semboku.akita.jp/news\\_topics/whatsnew.php?id=1624](http://www.city.semboku.akita.jp/news_topics/whatsnew.php?id=1624)  
問合せ / 総務課(田沢湖庁舎) ☎ (43) 1111

## 市立田沢湖病院の臨時職員を募集します

- ### 看護補助
- 業務内容 / 看護補助と介護補助業務
  - 募集人員 / 1人
  - 雇用期間 / 平成28年9月30日まで (契約更新の可能性あり)
  - 勤務時間 / 交代制
    - ① 7時30分〜16時15分
    - ② 8時30分〜17時15分
    - ③ 10時〜18時45分
    - ④ 夜勤(要相談)
  - 申込方法 / 履歴書とハローワークからの紹介状を市立田沢湖病院に持参または郵送してください。

### 医療事務

- 業務内容 / 医療事務業務全般(主に受付窓口業務)
- 募集人員 / 1人
- 雇用期間 / 平成28年9月30日まで (契約更新の可能性あり)
- 勤務時間 / 8時30分〜17時15分
- 申込方法 / 履歴書とハローワークからの紹介状を市立田沢湖病院に5月31日(火)まで持参または郵送してください。

### 《共通事項》

- 選考方法 / 書類、面接
- 問合せ / 市立田沢湖病院 (田沢湖生保内) ☎ (43) 1131

## 仙北市畑作園芸等振興事業 施設園芸野菜等の新規施設・拡大を応援します

- 対象 /
  - ◎ 経営所得安定対策に加入または加入が確実な経営体(農業者・農業法人・集落営農組織)
- 園芸作物等の産地を育成するため、施設園芸・露地野菜等の作物の新規・拡大を応援します。

- ◎ 市税等の滞納がない経営体
- 補助対象 / 園芸用の施設、資材、機械、種苗
- 補助率 / 税抜事業費の2分の1以内。上限50万円
- 問合せ / 農山村活性化課 (西木庁舎) ☎ (43) 2206

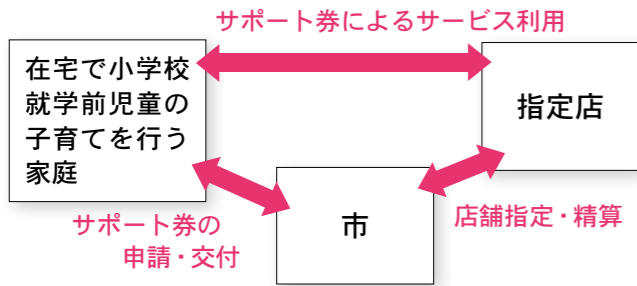


## 在宅子育てサポート事業に関わる指定店を募集します

市では、7月1日から、在宅で小学校就学前児童の子育てを行う家庭に対し、市が指定する有料の子育て関連サービスの支払いにあてることのできる「子育てサポート券」を交付する在宅子育てサポート事業をスタートします。 このたび、「子育てサポート券」を取扱っていただける指定店を募集しますので、ご協力いただける場合は指定申請してください。詳しくは、お問い合わせください。

- 申請期限 / 5月31日(火)
- 申請手続 / 問合せ / 子育て推進課までお電話ください。指定申請書の提出等についてはご案内します。子育て推進課(西木庁舎) ☎ (43) 2280

## 事業のしくみ



● 指定店の募集を行う有料の子育て関連サービス

サービスメニュー	サービス内容	指定店(募集)
予防接種	インフルエンザやおたふく風邪の予防接種	医療機関
子育てタクシー	子育てタクシーの利用料金	子育てタクシー登録会社
絵本の購入	幼児向け絵本、育児書に属する書籍の購入	市内の書店
「らくがき文房具セット」の購入	落書き用の自由帳やペンをお得セットにした、サービス店オリジナルセット商品の購入にあてることができます。	市内の文具店
幼児用靴購入	幼児用の靴の購入	市内の靴屋
記念写真撮影	子どもを含んだ記念写真の撮影やプリント料金	市内の写真店
パースデーケーキ等の購入	子どものパースデーやクリスマスケーキの購入	市内の菓子店



## 国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)について

国民健康保険税を年金天引きで納めていただくことを「特別徴収」といいます。

年金を受給される方の国民健康保険税は、地方税法の定めるところにより、原則受給されている年金から天引き(特別徴収)されます。

従来、口座振替や納付書で納付されていた場合でも、特別徴収が優先

されますが、納付方法変更申出書を提出することにより口座振替による納付(納付書による納付)はできません。へ変更ができます。

●特別徴収に該当する条件/次の条件全てに当てはまる場合です。

①国保加入者全員が65〜74歳の世帯  
②国保加入中の世帯主が今年度に75

歳に到達しない世帯  
③世帯主の年金額が年額18万円以上の方(ただし、年金は担保に供していないものに限りません。)

④介護保険料の年金支払額と国保税の合計が年金額の2分の1を超えない方

●問合せ/税務課市民税係  
(田沢湖庁舎) ☎(43)11117

### ●納める時期と算定方法

仮徴収	4月	前年所得が確定するまでは、仮算定された保険税額を納めます。
	6月	<b>新規で特別徴収該当する場合</b> 前年度税額をもとに仮算定します。 1回分=前年度年税額×1/6
	8月	<b>継続して特別徴収該当する場合</b> 前年度2月の特別徴収額と同額が1回分となります。
本徴収	10月	前年所得が確定した後は、本算定された保険税額を納めます。
	12月	<b>新規で特別徴収該当する場合</b> 7月・8月・9月は普通徴収となり、残りが特別徴収となります。
	2月	<b>継続して特別徴収該当する場合</b> 年税額から仮徴収税額を差し引き、残りを3回に分けます。

新たに国民健康保険税が年金から天引きされる場合、7月、8月、9月は、納付書により納付する方法(普通徴収)で国民健康保険税を納めていただき、10月以降は、10月、12月、2月に支給される年金から天引きされることとなります。

前年度から継続して年金から天引きされる場合など、4月、6月、8月に国民健康保険税が年金から天引きされたときは、今年度の国民健康保険税の算出額から、4月、6月、8月に年金天引きされた額を差し引いた額が、10月、12月、2月に支給される年金からの天引き額となります。

## Q&A 国民健康保険税に関する

**10月から就職し社会保険に加入したので、10月納期分の国保税は納めなくていいですか**

**国** 国民健康保険税は1年分を8期に分けて納付いただくため、各月納期分の税額がその月の加入分ということではありません。国保を脱退したときは、加入月数に応じて精算しますので、10月から社会保険に加入した場合、国保税は4月から9月までの6か月分になります。7月から納付のため10月に精算分の納付が必要な場合があります。

**10月で65歳になりますが、国保税は下がりますか**

**年** 途中で65歳になられる方は、65歳になる前月までの介護保険分を7月の税額決定時から8期に分けて計算しています。10月に65歳になる場合、介護保険分は、はじめから4月から9月の6か月で計算していますので、65歳になられた後に税額が下がることはありません。

**今年75歳になりますが、国民健康保険税はどのように計算されますか**

**年** 度内に75歳の誕生日を迎えられる方は、当初7月に送付される

納税通知書で、あらかじめ誕生日の前月分までの加入期間で計算され、8期で均等配分されるようになっていきます。年齢到達後は後期高齢者医療保険へ移行となりますので、原則誕生日の翌月に後期高齢者医療保険料の納付書が送付されます。こうした期割の関係上、納付の期間が国民健康保険税と後期高齢者医療保険料と重なることがありますのでご了承ください。

**年金からの天引きではなく納付書で納付したいのですができますか**

**65** 歳以上の方の国保税については、本人が納付方法を選択することはできません。地方税法により原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者の方は年金天引きの対象となっています。ただし口座振替により納付することはできます。口座振替を希望される場合は金融機関への口座振替依頼と市役所窓口へ納付方法の変更申出書の提出が必要です。

**毎年収入が変わらないのに、なぜ納付書での納付になったり、年金天引きになったりするのですか**

**税** 率の改正やわずかな収入の違いで毎年税額が変わります。年金天引きの要件のひとつに「介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が年金支給額の2分の1を超えないこと」とありますが、昨年度は要件を満たしていてもわずかな税額の違いや、年金支

給額の違いで切り替わる場合があります。また75歳に到達する年度は納付書での納付(普通徴収)となります。

**仮徴収・本徴収とはなんですか**

**年** 金からの天引きには仮徴収期間と本徴収期間があります。4月・6月・8月が仮徴収期間、10月・12月・2月が本徴収期間となります。仮徴収の金額は2月に天引きとなった額と同じ金額が天引きされます。また、4月・6月・8月から新たに仮徴収が始まる方については前年度の税額から仮算定した税額となります。毎年7月に税額を決定しますが、10月からの本徴収分は、年額から仮徴収の額を差し引いた額を3回(10月・12月・2月)に分けた税額となります。また、年税額を計算した結果、仮徴収分より少なかった場合は後日通知のうえ、多く納めていただいた分は還付となります。

**同一年度内に年金天引き分と納付書での納付分と両方あるのですが**

**特** 別徴収に該当する要件を満たすと年金からの天引きが始まります。新たに仮徴収が始まる方は昨年の税額を基に仮徴収額を算定するためその分は天引きとなり、改めて本年度の税額を計算したところ年金天引きの要件を満たさなくなる場合があります。そうした場合、4月・6月・8月は年金天引き、10月の本徴収からは納付書での納付となります。

## 経済センサス・活動調査を実施します

総務省・経済産業省では、6月1日を調査期日に全国すべての事業所・企業を対象とした「経済センサス・活動調査」を実施します。この調査には「統計法」という法律に基づき、回答する義務(報告義務)が定められています。また、回答いただいた内容は統計作成の目的以外(税の資料など)には、絶対に使用しません。

調査票は平成28年5月末までにお届けします。調査員は、その身分を証明する「経済センサス・活動調査調査員証」と「従事者用腕章」を携帯しています。調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください。6月7日までインターネット回答ができます。ぜひ、インターネットで回答ください。

●問合せ/コールセンター  
☎0120-142-150(通話料無料)  
※フリーダイヤルに接続できない場合 ☎03-4334-3150(有料)

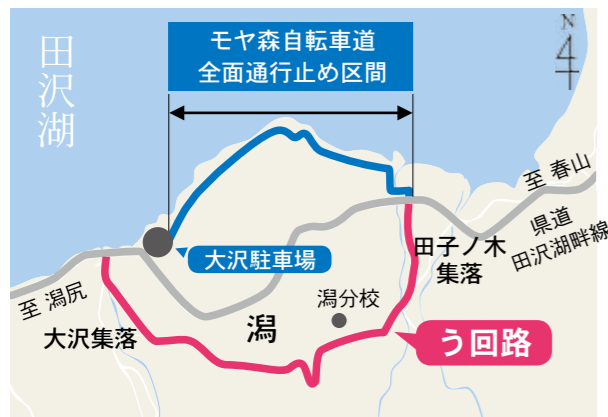
◎企画政策課情報統計係  
(田沢湖庁舎) ☎(43)1112  
URL <http://www.e-census2016.stat.go.jp/>

## 田沢湖クニマス未来館(仮称)建設工事

### モヤ森自転車道 う回路のお知らせ

田沢湖渇字大沢地区「田沢湖クニマス未来館(仮称)」建設工事に伴い、モヤ森自転車道のう回路を田子ノ木集落から渇分校を經由して大沢集落に至る左回りのルートとします。(モヤ森自転車道は全面通行止め「広報せんぼく5月1日号」参照)  
ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いいたします。

●工事期間/5月〜平成29年3月  
●問合せ/企画政策課(田沢湖庁舎) ☎(43)1112



## 平成28年度から国民健康保険税の課税限度額と保険税軽減範囲が変わります

- 改正概要
  - ① 国民健康保険税の賦課限度額を見直します。
  - ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ所要の見直しを行います。
- 問合せ/事務課市民税係 (田沢湖庁舎)  
☎ (43) 11117

### 課税限度額の改正

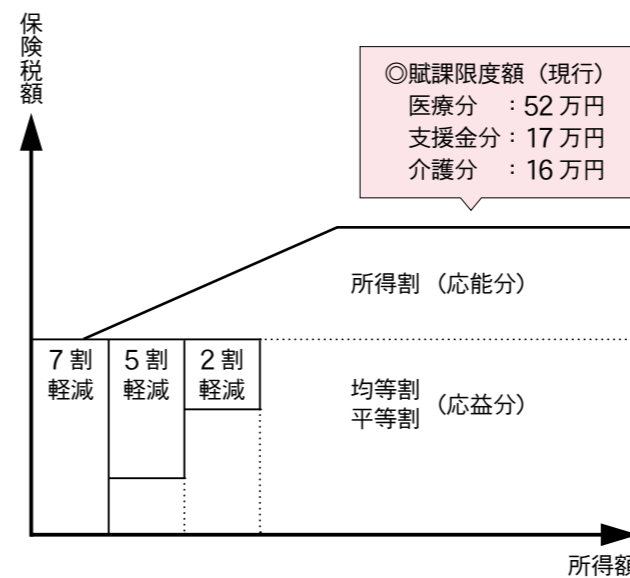
国民健康保険税の「医療保険課税額」に係る課税限度額を54万円(現行52万円)に、「後期高齢者支援金等課税額」に係る課税限度額を19万円(現行17万円)に引き上げます。

平成27年度限度額 (改正前)		平成28年度限度額 (改正後)	
医療分	52万円	医療分	54万円
支援金分	17万円	支援金分	19万円
介護分	16万円	介護分	16万円
計	85万円	計	89万円

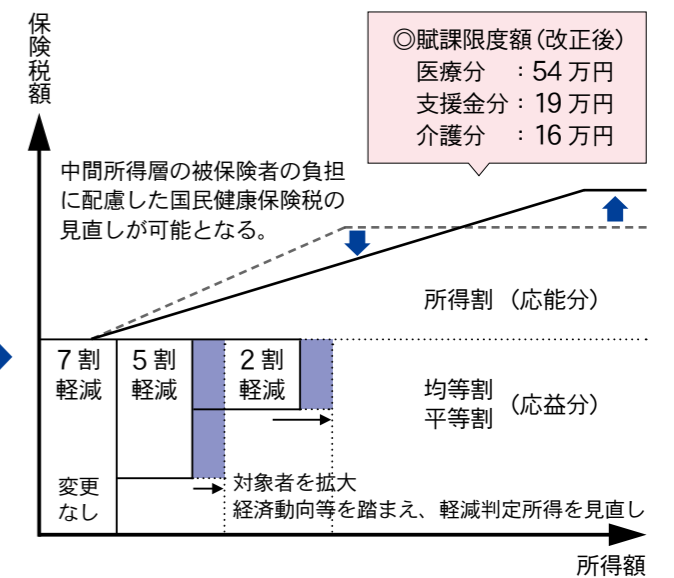
### 保険税軽減範囲の改正

平成27年度に引き続き、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行います。

#### 平成27年度軽減判定 (改正前)



#### 平成28年度軽減判定 (改正後)



#### 軽減判定所得

区分	改正前	改正後
	世帯主と国保加入者の所得額	世帯主と国保加入者の所得額
7割軽減基準額	33万円以下	33万円以下
5割軽減基準額	33万円 + 26万円 × 被保険者数	33万円 + 26.5万円 × 被保険者数
2割軽減基準額	33万円 + 47万円 × 被保険者数	33万円 + 48万円 × 被保険者数

※国保加入者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

## 夜間納税窓口を開設します

日中、仕事などで市税を納めることができない方のために、夜間納税窓口を開設します。  
また、諸事情により市税を納めることが困難な方のために納税相談窓口も併せて開設しますので、お気軽にご相談ください。

● 日時  
5月31日(火) 17時15分～19時  
※開設時間に都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。

## 仙北市ごみ集積所整備補助金 ごみ集積所の修繕費等を一部補助します

地域の生活環境の保全や環境美化の推進を目的に、市で収集しているごみ集積所の建替えや修繕にかかる費用の一部を、予算の範囲内で補助します。

- 対象/ごみ集積所を管理する町内会・自治会、住民組織、個人、事業所等は対象外です。
- 補助対象事業
  - ① 既存のごみ集積所を建替える事業
  - ② 既存のごみ集積所を修繕する事業
- 補助金額
  - ① 建替え 事業費の2分の1以内で限度額6万円
  - ② 修繕 事業費の2分の1以内で限度額3万円



- 場所/税務課 (田沢湖庁舎)、角館・西木地域センター  
※正面玄関からお入りください。
- 問合せ/税務課 (田沢湖庁舎)  
☎ (43) 11117
- 問合せ/環境保全センター  
(角館町菌田) ☎ (54) 3305  
※市ホームページ(市民情報・ゴミ)にも掲載しています。

## 【平成28年5月31日納期限の税目】

- ◎ 固定資産税・第1期
- ◎ 軽自動車税・第1期
- 口座振替も納期限と同日ですので、前日まで通帳の残高をご確認ください。
- ※納税には口座振替が便利で安心です。各金融機関または市役所税務課、各地域センターにご相談ください。

## No.3

スポーツ運動後は  
**報告を!**



## 市民総参加健康づくりの日 チャレンジデー 2016

# 5月25日(水)は チャレンジデー!

報告は参加票回収箱へ投函・電話・ファックス・メールをお願いします。

詳細は今号に折込のチラシをご覧ください。

仙北市チャレンジデー実行委員会事務局  
(仙北市教育委員会 スポーツ振興課内) ☎ 43-3390

